



2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノスマート  
代表者名 代表取締役社長 飯田 陽弘  
(コード番号 6246 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理統括 高橋 要  
(TEL. 06-6253-7200)

## 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた制度である業績連動型株式報酬制度（以下、本制度といいます。）に基づき、本制度の対象期間の全部又は一部において在任した当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度に基づく自己株式の処分の概要

|                              |                                                                                                                                          |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日                     | 2026 年 8 月 7 日                                                                                                                           |
| (2) 処分する株式の種類及び数             | 当社普通株式 21,300 株                                                                                                                          |
| (3) 処分価額                     | 1 株につき 1,880 円                                                                                                                           |
| (4) 処分価額の総額                  | 40,044,000 円                                                                                                                             |
| (5) 処分先及びその人数並びに<br>処分する株式の数 | 本制度の対象期間の全部又は一部において在任した対象取締役<br>7 名 21,300 株（うち、退任者 2 名 4,700 株）                                                                         |
| (6) その他                      | 本自己株式処分については、金融商品取引法施行令第 2 条の 12 第<br>1 号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に<br>該当し、かつ、発行価額の総額が 1 億円未満であるため、有価証<br>券届出書、有価証券通知書及び臨時報告書の提出は行いません。 |

#### 2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2023 年 5 月 25 日開催の取締役会において、当社の対象取締役に対して、その報酬等と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた制度である業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。なお、本制度は 2023 年 6 月 27 日開催の第 89 期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

今般、本制度に基づき対象取締役に交付するため、当社普通株式 21,300 株の自己株式処分を行うことといたしました。なお、本制度の対象期間中に退任した対象取締役 2 名については、本制度の定めに従い、本制度の対象者としております。

本制度に基づき交付する当社普通株式数は 21,300 株であり、当該株式を 2026 年 7 月 16 日の株式会社東京

証券取引所における当社普通株式の終値である 1 株 1,880 円を用いて算定した金額は 40,044,000 円となります。最終交付株式数の算出において、算出した株式数に 100 株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとしております。

#### (1) 対象期間

業績目標の達成度を評価する期間は、2023 年 3 月 24 日付で公表した当社の第 3 次中期経営計画に対応した 2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの 3 事業年度（以下、評価対象期間といいます。）とします。

#### (2) 株式の上限数及び金銭報酬債権の上限額

本制度に基づき、対象取締役に交付する当社普通株式の総数は 40,000 株以内とし、対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額は、70 百万円を上限とします。なお、当該上限は評価対象期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を評価対象期間の満了後に一括して支給することを想定して定めております。評価対象期間は 3 事業年度を想定しているため、1 事業年度あたりの上限額としてはそれぞれ 3 分の 1 に相当する株数及び金額となります。なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合の効力発生日以降、当該分割又は併合の比率に応じて、当該交付する株式の上限数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。

#### (3) 本制度に基づく最終交付株式数の算定方法

各対象取締役に対して交付する当社普通株式の数（以下、最終交付株式数といいます。）は、各対象者の役位等に基づく基準交付株式数及び第 3 次中期経営計画で定めた業績指標の達成度等に基づく支給率を当社取締役会において決定し、これらに基づき算定されるものとします。

#### (4) 株式等の交付の手続き

上記（3）で決定された最終交付株式数に係る当社普通株式の交付は、以下のとおり行われます。

- (i) 当社は、各対象取締役に対して、当該対象取締役に交付される最終交付株式数に当社普通株式の発行又は処分の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに対象となる当社普通株式を交付します。
- (ii) 前（i）に定める当社普通株式の発行又は処分の払込金額は、交付時株価を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定します。

#### (5) 対象取締役に対する株式交付の要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式の交付を行います。

- ① 評価対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること。

なお、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合、評価対象期間開始時に対象取締役でなかった者が新たに対象取締役に就任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他

の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要しない場合においては当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数及び額の株式及び金銭を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、パフォーマンス・シェア報酬として支給される金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,880円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上